

袖ヶ浦市公共下水道事業管理者以外の者の行う工事に関する要綱 (平成24年5月31日告示第127号)

最終改正:

改正内容:平成24年5月31日告示第127号 [平成24年5月31日]

○袖ヶ浦市公共下水道事業管理者以外の者の行う工事に関する要綱

平成24年5月31日告示第127号

袖ヶ浦市公共下水道事業管理者以外の者の行う工事に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条の規定により公共下水道管理者以外の者の行う公共下水道の施設に関する工事（以下「工事」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共下水道の施設」とは、汚水管渠、マンホール及び公共汚水柵（取付管を含む。）をいう。

(工事の申請)

第3条 法第16条の規定により、工事の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市公共下水道施設工事承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、その書類の添付を省略することができる。

- (1) 位置図、平面図、公図（写）、地積測量図、縦横断面図、構造図及び境界同意書（写）
- (2) 汚水管渠流量計算書
- (3) 工事施工計画書（使用材料含む）、工事請負契約書（写）
- (4) 現況写真
- (5) 損害賠償責任負担誓約書（様式第2号）
- (6) 開発行為の場合は、開発行為許可書（写）
- (7) 公共汚水柵等設置承諾書
- (8) 道路占用工事等の申請手続に必要な書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(工事の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、これを審査し、承認の可否を決定し、袖ヶ浦市公共下水道施設工事承認可否決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(工事の着工)

第5条 工事の承認を受けた申請者（以下「承認済申請者」という。）は、工事を着工するときに、工事着工届（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、その書類の添付を省略することができる。

- (1) 現場代理人及び主任技術者の届
- (2) 工程表
- (3) 道路使用許可書（写）

(工事の施工)

第6条 承認済申請者は、千葉県土木工事共通仕様書及び千葉県施工管理基準並びに関連する法令等による定めを遵守し、市長の指示に従い工事を施工しなければならない。

(工事の変更の承認)

第7条 承認済申請者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、袖ヶ浦市公共下水道施設工事変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添付し市長に提出するものとし、市長はこれを審査し、承認の可否を決定したときは、袖ヶ浦市公共下水道施設工事変更承認可否決定通知書（様式第6号）により、承認済申請者に通知するものとする。

(工事の立会い)

第8条 市長は、承認済申請者が工事を施工するにあたり、次に掲げる事項について必要に応じ立会うものとする。

- (1) 使用する材料の確認
- (2) 汚水管渠及びマンホールの基礎並びに埋戻し状況
- (3) 管渠とマンホールとの接続状況
- (4) 取付管の削孔状況（切片を含む）

(工事の完了の届出)

第9条 承認済申請者は、工事が完了したときは、速やかに袖ヶ浦市公共下水道施設工事完成届（様式第7号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 完成図（平面図、縦横断面図）

- (3) 工事写真
- (4) 出来形管理図表
- (5) 公共下水道施設工事調書
(工事の完了の検査)

第10条 市長は、前条の規定による届出書が提出されたときは、遅滞なくこれを検査し、工事が適正に行われていると認めるときは、袖ヶ浦市公共下水道施設工事検査済証（様式第8号）を交付するものとする。
(施設の移管)

第11条 承認済申請者は、前条に規定する検査が終了した後、速やかに袖ヶ浦市公共下水道施設移管届（様式第9号。以下「移管届」という。）を提出し、公共下水道の施設を市長に無償で移管するものとする。
(瑕疵担保)

第12条 前条の規定により、市長に移管された公共下水道の施設については、移管届を提出した翌日から2年間を瑕疵担保期間とし、承認済申請者が施工した工事の瑕疵が原因で損傷等が生じる損害については、承認済申請者の責任においてこれを賠償しなければならない。
(承認の取消し)

第13条 市長は、承認済申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、工事の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 公共下水道の施設の管理に影響を与えたと認めるとき。
 - (3) その他市長が適当でないと認めるとき。
- (損害賠償)

第14条 承認済申請者は、工事の施工にあたり公共下水道の施設若しくは道路施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
(原状回復の義務)

第15条 承認済申請者は、第13条の規定により工事の承認を取り消されたときは、速やかに公共下水道の施設を原状に回復しなければならない。
(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に袖ヶ浦市公共下水道に関する工事の取扱要綱により行われた手続その他の行為は、この告示に基づく相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号 (第3条関係)
 様式第1号(第3条関係)

袖ヶ浦市公共下水道施設工事承認申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所
 氏 名 印
 電話番号

下水道法第16条の規定により、公共下水道の施設に関する工事を下記のとおり実施したので、承認くださるよう申請します。

記

施 工 場 所	袖ヶ浦市
申 請 の 内 容	
工 事 概 要	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 工 業 者 (現場代理人) 連 絡 先	
添 付 書 類	
備 考	

様式第2号 (第3条関係)
様式第2号(第3条関係)

損 害 賠 償 責 任 負 担 誓 約 書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

公共下水道の施設に関する下記の工事の施工にあたり、公共下水道施設、若しくは道路施設又は第三者に損害を与えた場合は、その一切の賠償責任を負うことを誓約します。

記

1 施 工 場 所 袖ヶ浦市

2 施 工 業 者

様式第3号 (第4条関係)
 様式第3号(第4条関係)

袖ヶ浦市公共下水道施設工事承認可否決定通知書

袖ヶ浦市指令第 号
 年 月 日

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のあった公共下水道の施設に関する工事については、
 下記のとおり決定したので、袖ヶ浦市公共下水道事業管理者以外の者の行う工事に関する
 要綱第4条の規定により通知する。

記

決 定 内 容	可 ・ 否(理由)
施 工 場 所	袖ヶ浦市
工 事 概 要	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 工 業 者	
承 認 条 件	
備 考	

様式第4号 (第5条関係)
 様式第4号(第5条関係)

工 事 着 工 届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所
 氏 名 印
 電話番号

年 月 日付け、袖ヶ浦市指令第 号で承認された工事については、
 下記のとおり着工しますので、袖ヶ浦市公共下水道事業管理者以外の者の行う工事に関する
 要綱第5条の規定により届け出ます。

記

施 工 場 所	袖ヶ浦市
施 工 業 者 (現場代理人) 連 絡 先	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	
備 考	

様式第5号 (第7条関係)
 様式第5号(第7条関係)

袖ヶ浦市公共下水道施設工事変更承認申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所
 氏 名 印
 電話番号

年 月 日付け、袖ヶ浦市指令第 号で承認を受けた内容について
 下記のとおり変更が生じたため、袖ヶ浦市公共下水道事業管理者以外の者の行う工事に関
 する要綱第7条の規定により申請します。

記

施 工 場 所	袖ヶ浦市	
変更する内容	変 更 前	変 更 後
備 考		

様式第6号(第7条関係)
 様式第6号(第7条関係)

袖ヶ浦市公共下水道施設工事変更承認可否決定通知書

袖ヶ浦市指令第 号
 年 月 日

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のあった公共下水道の施設に関する工事の変更については、下記のとおり決定したので、袖ヶ浦市公共下水道事業管理者以外の者の行う工事に関する要綱第7条の規定により通知する。

記

決定内容	可・否(理由)	
施工場所	袖ヶ浦市	
変更する内容	変更前	変更後
備考		

様式第7号 (第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

袖ヶ浦市公共下水道施設工事完成届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

公共下水道の施設に関する工事が完成したので、袖ヶ浦市公共下水道事業管理者以外の者の行う工事に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

施 工 場 所	袖ヶ浦市		
施工承認年月日	年 月 日	承認番号	袖ヶ浦市指令第 号
完 成 年 月 日	年 月 日		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
施 工 業 者 (現場代理人) 連 絡 先			
添 付 書 類			
備 考			

様式第8号(第10条関係)
 様式第8号(第10条関係)

袖ヶ浦市公共下水道施設工事検査済証

年 月 日

様

袖ヶ浦市長



下記の公共下水道の施設に関する工事については、完成検査に合格したことを証します。

記

施 工 場 所	袖ヶ浦市		
施工承認年月日	年 月 日	承認番号	袖ヶ浦市指令第 号
工 事 の 内 容			
工 事 概 要			
検 査 年 月 日	年 月 日		

様式第9号 (第11条関係)
 様式第9号(第11条関係)

袖ヶ浦市公共下水道施設移管届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所
 氏 名 印
 電話番号

このことについて、 年 月 日付けで袖ヶ浦市公共下水道施設工事検査済証の交付に伴い、下記のとおり公共下水道の施設を移管するため、袖ヶ浦市公共下水道事業管理者以外の者の行う工事に関する要綱第11条の規定により、届け出します。

記

承認番号	袖ヶ浦市指令第 号
検査済証交付日	年 月 日
移管施設の内容	